

# 資格商法

電話で「あなたが選ばれた。受講すれば、○○の資格がすぐとれる。」などと言って、資格取得の講座や教材をしつこく勧めて契約させます。

最近は、以前の契約者に対して、「資格が取れるまで契約は終わらない」などとして、新たな受講料や解約料の支払いを迫る二次被害も多発しています。



〈主な商品等〉

資格取得のための講座、教材

## 〈アドバイス〉

- 公的資格は、そう簡単にとれるものではないことを認識しましょう。
- その資格がどういうものか、よく調べて、必要性を判断しましょう。
- あいまいな返事はせずに、不要なら、はっきりと「お断りします」と言いましょう。
- 契約してしまっても、8日以内であれば、クーリング・オフができます。